

## 守山市観光レンタサイクル貸出要項

最終改正平成 30 年 10 月 16 日

### 1 目的

「パーク & サイクル」等自転車による周遊を促し、来訪者の市内観光を推進する。

### 2 貸出・返却場所等 (他の施設への返却はできません。当日中に返却ください。)

自転車の台数に限りがあり、ご希望にそえない場合があります。

(1) 利用料金 無料

(2) 貸出時間 9 時～17 時 (施設により多少時間幅があります)

(3) 貸出・返却場所および台数 (単位：台)

施設名	電話	住所	台数	電動アシスト	
				電動アシスト	一般車
美崎公園管理事務所	077-585-4280	今浜町 2870-2	9	2	7
ファーマーズ・ マーケットおうみんち	077-585-8318	洲本町 2785	2	—	2
玉津会館	077-585-4822	矢島町 3091	3	—	3
駅前総合案内所	077-514-3765	梅田町 1 番 9 号	5	5 うち 1 台幼児 同兼用自転車	—
Riseville 都賀山	077-583-7181	浮気町 300-24	4	1	3
		計	23	8	15

### 3 利用方法

- (1) 各施設窓口において、「観光レンタサイクル利用申込書兼誓約書」に、必要事項（氏名、住所、電話番号）を記入・署名し、提出してください。
- (2) 利用の際に、本人の身分が確認できる証明書（運転免許証など）をご提示ください。
- (3) 「自転車の鍵」と「レンタサイクル利用者心得」を受け取ってください。
- (4) ご利用中は、自転車を適切に管理し、破損・紛失・盗難等がないように注意してください。  
駐輪など自転車から離れる際は、必ず施錠してください。(鍵の紛失には注意してください。)  
※ご利用中にパンク等の故障や損傷などにより運転できなくなったときは、速やかに貸出の施設にご連絡ください。
- (5) 借り受けた自転車を第三者に譲渡・転貸しないでください。
- (6) 返却時は、施設のスタッフに「鍵」・「利用者心得」を返却してください。

### 4 その他

- (1) 利用者の過失等により発生した事故、およびこれに伴う第三者への賠償等については、利用者の負担となります。
- (2) 盗難もしくは駐輪禁止場所における自転車撤去に伴う費用は、利用者の負担となります。
- (3) ご利用中に自転車を破損した場合は、返却時に必ずスタッフに報告してください。利用者起因する自転車の故障、損傷については、原則としてその修理費用は実費を負担していただきます。ただし、パンクにかかる修理代は市で負担しますが、故意による場合は、すべて利用者に実費を負担していただきます。
- (4) 盗難・事故が発生した場合は、速やかに警察へ届け出、貸出場所へご連絡ください。